

都道府県・消費税軽減税率制度導入協議会について

1. 趣 旨

消費税の軽減税率制度の導入に当たり、事業者の準備が円滑に進むよう、都道府県単位で、関係団体と関係行政機関の緊密な連携のもと、消費税の軽減税率制度及び中小企業・小規模事業者等の支援措置に関する必要な情報の共有等を行うための協議会を設置するもの。

2. 活動内容

- (1) 消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置に関する説明会の開催
予定及び実施状況等の共有
- (2) 各種広報資料の連絡・共有
- (3) 制度等に関する問い合わせや相談事項等の共有
- (4) 他団体等の参考となる取組み事例等の共有
- (5) その他

3. 構 成 員

民間団体：中小企業団体、業種団体（特に食品を取り扱う業種団体）
等

行政機関：国税局、経済産業局、都道府県、その他必要に応じて関係
省庁の地方支分局 等

4. 事 務 局

本協議会に係る事務は、都道府県商工会連合会が担う。